私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様 私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の発出に伴う 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について(通知)

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止として、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、 消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることにつ いて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年1月7日に、1月8日から2月7日までを対象期間とし、神奈川県等に 政府による「緊急事態宣言」が出されました。

今般の緊急事態宣言は、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることから、幼稚園・認定こども園については、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年1月5日付け文部科学省通知)及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け文部科学省通知)の通知が発出されています。

これを踏まえ、本市においては緊急事態宣言中(1月8日から2月7日まで)において も、市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業(以下「市型預かり保育等」といいま す。)の利用自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則事業実施をお願いすることと します。

<u>令和2年4月7日から5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際の対応とは</u> 異なりますので、本通知の内容で御対応くださいますようお願いいたします。

また、これまでの間、保護者の皆様にも感染拡大防止に様々な御協力をいただいておりますが、緊急事態宣言の発令を受け、一層の感染拡大防止のため、市として、**保護者の皆様に対し、市型預かり保育等の必要な範囲での利用を改めてお願いします。**

このことに伴い、<u>各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。</u>

1 保護者の市型預かり保育等の利用について

(1) 幼稚園・認定こども園の皆様へのお願い

く保護者が在宅勤務、テレワークの市型預かり保育等の利用について>

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合がありますので、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないよう御理解、御協力をお願いします。 ※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

(2) 保護者への市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、 仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用は控えるなど、<u>保護者の皆様に</u> は、市から必要な範囲で市型預かり保育等の利用をお願いすることとします。

各園におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、<u>保護者の皆様に、別添の周知文「緊急事態宣言の発出に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」の配布をお願いします。</u>

2 利用料について

本市からの利用自粛要請は行わないことから、令和3年1月8日から2月7日までの期間中の利用料について、利用日数に応じた減額は行いません。

なお、3歳児以上の無償化対象者についての取扱いに変更はございません。

3 市型預かり保育事業等の補助金について

市型預かり保育事業等を利用していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大 防止の観点から、利用を控えた園児も補助対象とします。

※利用者の実績報告の提出については、別途お知らせいたします。

4 添付資料

・保護者の皆様への配布資料

「緊急事態宣言の発出に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」

<担当>

横浜市こども青少年局子育て支援課 幼児教育係 眞子、萩谷、佐伯、木村

電話:045-671-2085

E-mail: kd-azukari@city.yokohama.jp